

兵庫県教育委員会の後援名義の使用許可等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育、学術、文化及びスポーツの振興を目的として実施する事業に対して援助奨励するため、兵庫県教育委員会の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用許可及び兵庫県教育委員会賞等の授与に関して必要な事項を定める。

(後援名義の使用許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、国若しくは地方公共団体若しくはこれらに準ずるもの又は、社会教育、スポーツ、文化等に関する団体が主催する事業に対して行うものとする。ただし、当該事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 教育の目的を侵害する恐れのあるもの
- (2) その事業の性質又は規模等により勘案して教育効果の著しくないもの
- (3) 営利を目的とすると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等にかかわりがあると認められるもの
- (5) 団体の組織、責任者及び開催場所の明確でないもの
- (6) その他これらを後援することが不適當と認められるもの

(申請手続)

第3条 後援名義の使用許可の申請をする場合は、兵庫県教育委員会後援名義使用申請書（様式1）又は次に掲げる事項を説明し得る申請書を兵庫県教育長あて提出するものとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 趣旨（目的、内容、規模、範囲等）
- (3) 日時、期間
- (4) 実施場所
- (5) 主催者名

- (6) 実施責任者の職氏名及び連絡先
- (7) 他の後援（協賛）依頼先
- (8) 参加対象者（資格、部門、公募規程等）
- (9) 入場料、出品料等の徴収の有無及び額
- (10) その他許可を受けるのに参考となる事項

（兵庫県教育委員会賞等の授与）

第4条 兵庫県教育委員会の後援事業又はこれに相当する事業で、主催者からの申請に基づき、兵庫県教育委員会賞又は兵庫県教育長賞（以下「教育委員会賞」という。）を授与することができる。また必要に応じて副賞を添えることができる。ただし、これらに関する経費は、原則として主催者の負担とする。

（教育委員会賞の授与の申請）

第5条 教育委員会賞の授与を申請する場合は、第3条の申請書とともに、兵庫県教育委員会賞（兵庫県教育長賞）授与申請書（様式2）又は次に掲げる事項を説明し得る申請書を兵庫県教育長あて提出するものとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 希望する賞の種類及び数量
- (3) 授与予定年月日
- (4) 授与を受ける者の審査基準
- (5) 他から受ける賞の名称及び内容等

（申請者への通知）

第6条 申請者への後援名義の使用許可及び教育委員会賞の授与の許可の回答は、様式3、4、5及び6により行うものとする。

（許可の取消）

第7条 後援名義の使用許可後において第2条に定める基準に反する事項が生じた場合又は第3条の申請内容に虚偽があった場合には、後援名義の使用許可を取り消し、以降その関係団体等の事業については後援名義の使用許可は行わないもの

とする。なお、教育委員会賞の取扱いについても同様とする。

(実施報告書等の提出)

第8条 後援名義の使用許可及び教育委員会賞の授与の許可を受けた者は、当該事業終了後、速やかに実施報告書に關係資料を添えて兵庫県教育長あて提出するものとする。

(後援名義の使用許可等の決定)

第9条 第3条及び第5条に基づく申請事務の決裁は、次のとおりとする。

- (1) 申請の内容が平易又は恒例的なものについては、課長又は室長決裁とする。  
ただし、その事業の内容が他の課又は室に關係を有するときは、当該關係のある課又は室に合議するものとする。
- (2) 申請の内容が特に重要であり又は慎重を要すると認められるものについては、総務課へ合議の上教育長決裁とするものとする。

(事務分掌)

第10条 後援名義の使用許可等に関する事務は、所管課室がそれぞれ關係する事業について処理するものとする。

(その他)

第11条 この要領で処理しがたい事項については、各課室と総務課と協議のうえ決定するものとする。

(附則)

この要領は、昭和55年5月1日から実施する。

この要領は、令和3年2月1日から実施する。